

せたな町重度身体障害者タクシー料金助成について

せたな町では重度身体障害者の方に対してタクシーを利用する際の料金の一部を助成しております。対象者及び助成額は下記のとおりとなっておりますので、助成を希望する方は別紙申請書に記載し、身体障害者手帳を持参の上、障がい福祉係又は各支所福祉係へ申請して下さい。

尚、入院中や施設入所されている方は、対象とはなりません。

対象になる要件

障がい	要件
身体	① 1級または2級の下肢障がい者及び体幹障がい者 ② 1級の視覚障がい者及び内部障がい者 ③ 下肢障がい者又は体幹障がい者が3級または4級で、かつ他の障がい名が加わり総合して1級又は2級の重度障がい者

助成の内容

基本料金580円の助成券 × 12ヵ月分 × ひと月2枚
13,920円分の助成。ただし、申請月により月割交付します。

対象にならない要件

自動車税の免除を受けている方は、通年交付の対象となりませんが、冬期間（1～3月）にタクシーを利用する場合は助成券を6枚を限度として交付します。（12月に再度ご案内いたします。）。

- ◎利用できる区域・・・・・・・・・・せたな町内
- ◎利用できるハイヤー会社・・・・①有限会社東ハイヤー
②介護タクシー福祉サポートかもめ

この助成は本人及び本人と同乗する方に限ります。手帳の提示がない場合は、タクシー利用助成はできません。

申請のとき提出いただくもの： 同封した申請書・同意書（町税等納付状況）
印鑑 と 身体障害者手帳 をご持参ください

※このサービスは「せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例」の対象サービスとなっております。

申請窓口 お問い合わせ	・保健福祉課 障がい福祉係（健康センター内） ・瀬棚支所 福祉係 ・大成支所 福祉係	TEL (0137) 84-5984 TEL (0137) 87-3311 TEL (01398) 4-5511
----------------	--	--